

京都府警察における契約から暴力団を排除するための措置について（通達）

〔最終改正 令和 8. 3. 31 例規会第14号〕  
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

みだしのことについて下記のように定め、平成29年4月1日から実施することとしたから、適正に運用されたい。

記

1 趣旨

この通達は、京都府警察における暴力団員及び暴力団密接関係者との契約の未然防止並びに契約の締結日以降に契約の相手方又はその役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが明らかとなった場合の契約解除のために講じる措置について、必要な事項を定めるものとする。

2 京都府警察において講じる措置

京都府警察において講じる前記1の措置は、別に定めがある場合を除き、この通達に定めるところによる。

3 用語の意義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 暴力団員 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。
- (2) 暴力団密接関係者 京都府暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。
- (3) 契約 京都府の予算の執行に係る契約をいう。
- (4) 役員等調査措置 契約の相手方から役員等調書（別記様式）を徴し、当該契約の相手方及びその役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないかどうかについて調査を行う措置をいう。
- (5) 契約解除措置 契約の締結日以降に契約の相手方又はその役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが明らかとなった場合の契約解除に係る条項を契約書に定める措置をいう。

4 契約の区分に応じた講じる措置

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第2条第6号に規定する契約担当者である警察本部長及び警察署長は、次に掲げる契約の区分に応じ、それぞれに定める措置を講じるものとする。

- (1) 入札又は公募を伴う契約 役員等調査措置及び契約解除措置
- (2) 入札又は公募を伴わない契約 役員等調査措置

ただし、警察本部長若しくは警察署長と契約の実績がない相手方と契約する場合又は契約の相手方若しくはその役員等に変更があった場合に限る。この場合において、契約書を作成するときは、役員等調査措置に加え、契約解除措置を講じるものとする。

5 役員等調査措置に係る手続

役員等調査措置に係る手続は、次により行うものとする。

- (1) 警察署長は、契約の相手方から役員等調書を徴したときは、当該役員等調書の写しを総務部会計課長（以下「会計課長」という。）に送付するものとする。
- (2) 会計課長は、前記5の（1）の送付を受けたときは当該送付に係る役員等調書の写しを、警察本部長が契約の相手方から役員等調書を徴したときは当該役員等調書の写しを、捜査第四課長に送付し、これらに記載された契約の相手方及びその役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないかどうかについての調査を依頼するものとする。
- (3) 捜査第四課長は、前記5の（2）の依頼を受けたときは、当該依頼に係る契約の相手方及びその役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないかどうかについての調査を行い、その結果を会計課長に文書で通知するものとする。
- (4) 会計課長は、前記5の（3）の通知を受けた場合において、当該通知の内容が警察署長から送付を受けた役員等調書に係るものであるときは、当該送付を行った警察署長に対しその内容を伝達するものとする。

## 6 措置を講じないことができる契約

次に掲げる契約については、前記4の規定にかかわらず、役員等調査措置を講じないことができるものとする。

- (1) 京都府会計規則第141条第3項（同規則第143条第1項において準用する場合を含む。）の規定により作成された名簿に登載されている事業者との契約
- (2) 公安委員会から指定を受けて特定の業務を実施している法人、電力又はガスの供給会社その他暴力団員又は暴力団密接関係者でないことが明らかな事業者との契約
- (3) 被留置者の診療を行う医療機関との契約その他役員等調査措置を講じることが適切でないと認められる事業者との契約
- (4) 既に役員等調査措置が講じられた入札又は公募を伴う契約の相手方であって、当該契約の相手方及びその役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことが明らかとなっているものとの同一会計年度における契約（役員等に変更があった事業者との契約を除く。）

## 7 細部事項

この通達に基づき講じる措置に関し必要な細部事項は、総務部長が別に定める。

様

住 所  
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所  
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

## 役 員 等 調 書

私は、次の役員・使用人名簿に記載した者について、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないかどうかについて確認されることに同意します。

なお、役員・使用人名簿に記載した者が、

- 暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であった場合
- 契約の締結日からその履行が完了する日までの間に暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者となった場合

は、当該契約が解除されても異存ありません。

役 員 ・ 使 用 人 名 簿				
氏名（漢字）	氏名（ふりがな）	役 職 名	生年月日	性別

- 注 1 役員・使用人名簿には、本人（代表者）並びに貴社（貴団体）の役員及び使用人の氏名等を記載してください。
- 2 使用人とは、京都府暴力団排除条例施行規則（平成23年京都府公安委員会規則第5号）第2条各号に掲げる者をいいます。